

杵築市過疎地域持続的発展計画

(令和3年度～7年度)

大分県杵築市

令和3年

《令和7年3月変更》

目 次

1. 基本的な事項	1
（1）杵築市の概況	1
（2）人口及び産業の推移と動向	2
（3）杵築市行財政の状況	4
（4）地域の持続的発展の基本方針	6
（5）地域の持続的発展のための基本目標	6
（6）計画の達成状況の評価に関する事項	6
（7）計画期間	6
（8）公共施設等総合管理計画との整合	6
2. 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	8
（1）現状と問題点	8
（2）その対策	8
（3）計画	9
（4）公共施設等総合管理計画との整合	10
3. 産業の振興	11
（1）現状と課題	11
（2）その対策	12
（3）計画	13
（4）産業振興促進事項	15
（5）公共施設等総合管理計画との整合	15
4. 地域における情報化	16
（1）現状と問題点	16
（2）その対策	16
（3）計画	16
（4）公共施設等総合管理計画との整合	16
5. 交通施設の整備、交通手段の確保	18
（1）現状と問題点	18
（2）その対策	18
（3）計画	19
（4）公共施設等総合管理計画との整合	21
6. 生活環境の整備	22
（1）現状と問題点	22
（2）その対策	23
（3）計画	24
（4）公共施設等総合管理計画との整合	24

7. 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	26
(1) 現状と問題点	26
(2) その対策	26
(3) 計画	27
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	29
8. 医療の確保	30
(1) 現状と問題点	30
(2) その対策	30
(3) 計画	30
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	31
9. 教育の振興	32
(1) 現状と問題点	32
(2) その対策	32
(3) 計画	33
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	34
10. 集落の整備	35
(1) 現状と問題点	35
(2) その対策	35
(3) 計画	35
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	35
11. 地域文化の振興等	36
(1) 現状と問題点	36
(2) その対策	36
(3) 計画	36
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	36
12. 再生可能エネルギーの利用の推進	37
(1) 現状と問題点	37
(2) その対策	37
(3) 計画	37
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	37
13. その他地域の持続的発展に関し必要な事項	38
(1) 現状と問題点	38
(2) その対策	38
(3) 計画	38
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	38
事業計画（令和3年度～7年度） 過疎地域持続的発展特別事業分	39

1. 基本的な事項

(1) 杵築市の概況

ア 杵築市の自然的、歴史的、経済的諸条件の概要

現在の杵築市は、平成 17 年 10 月 1 日に杵築市・速見郡山香町・西国東郡大田村の 1 市 1 町 1 村が新設合併し、現在に至っている。

本市は大分県の北東部に位置し、瀬戸内式特有の温暖な気候の恩恵を受け、積雪もほとんどない地域である。別府湾に面し、牡蠣の養殖やハモ・ちりめん等の水産業や、なだらかな山間部では柑橘・茶の栽培やイチゴ・花卉などの施設栽培、西部の盆地では米作、畜産が盛んに行われ、このほか少量ながら、高品質・多品種の第 1 次産業を特徴としている。

過疎・半島地域という地勢的に不利な条件を抱えながらも、大分空港まで車で約 20 分、県内の主要観光地である別府・湯布院まで、高速道路を通じて約 30 分程度の場所にあることから、かつては半導体や電子機器を中心とした製造業が盛んに進出したり、観光客が空港と別府・湯布院の移動の間に立ち寄ったりと賑わいを見せていた。しかしながら、生産拠点の海外転換のあおりを受けた事業等の縮小・撤退により、若い世代の人口流出、主要財源の縮小に歯止めがきかない状況となっている。

イ 杵築市における過疎の状況

平成 17 年の市町村合併以前には、旧杵築市地域では積極的な企業誘致によって、一時的に人口が回復傾向にあった一方で、現市域の約 7 割を占める旧山香町・大田村地域においては、合併前後を通して人口減少が著しい。また、旧杵築市地域においても、製造業を中心に、平成 20 年代以降の生産拠点の海外転換等により再び減少に転じている。

そこで、本市では平成 22 年度から「過疎地域自立促進特別措置法」による 10 年間に及ぶ財政支援などの恩恵を受けながら、過疎対策として、農林水産業の省力化、交通・情報通信網の充実、教育の水準・環境の維持に努めてきた。地方創生各種施策と連動して、農林水産物のブランド化・高付加価値化を行い、ふるさと納税返礼品の強化を通じて新たな商品開発・販路開拓に取り組んだほか、新規就農者の育成を行った。全国的に高まる地方移住人気については、増加する空き家対策として、物件情報の管理・改修補助、移住体験等の移住支援策を展開してきたほか、子どもの医療費無償化、休日保育や病児・病後児保育の確保など、子育て世帯の負担軽減に積極的に取り組んできた。

これらの取組により、本市全体では、昭和 50 年から平成 27 年における 40 年間の人口増減率がマイナス 16.8%、平成 2 年から平成 27 年における 25 年間の人口増減率がマイナス 11.5%と、過疎化に一定の歯止めをかけることができた。

しかしながら、先述のとおり本市の約 7 割の市域で著しい人口減少が発生し、地域コミュニティやインフラ施設の維持に支障を生じるおそれがある。さらに、年齢階層別では、これまで第一線で地域の担い手として活躍してきた世代である、いわゆる「団塊の世代」がまもなく 75 歳を超え、高齢化が進展する見通しである。高齢者が長く「担い手」、「支え手」側であり続けられる仕組みづくりと、引き続き、様々な分野で世代交代を講じていかなければ、本市を構成する各地域の維持・

存続が危ぶまれる重大な影響が懸念されている。

ウ 産業構造の変化、地域の経済的な立地特性

産業別の就業人口比率では、第 3 次産業が半数を超えている。通信環境の整備が進んだことに加え、地方移住人気の追い風を受けて、テレワークなど多様な働き方を求めた移住も始まっている。本市は、大分空港に近いことから、東京や大阪など都市圏との時間的近接性を活かしたサテライトオフィスの誘致等の可能性が高いと考えられている。

一方で、平成 27 年農林業センサスによると、本市域約 280 ㎥のうち、約 6 割が林野で、第 1 次産業従事者の減少・高齢化により、利用されなくなった土地に大規模な太陽光発電の開発が相次いでいる。再生可能エネルギーの割合が高まること自体は望ましいものの、本市下流域には人口が密集し、牡蠣の養殖やハモの加工等、水産業が盛んに行われており、農業が持つ多面的機能の維持・発揮が失われた場合、水道利用等人々の生活や多くの産業に影響を及ぼしかねない。これが、「第 1 次産業が基幹産業である」との理由であり、引き続き調和のとれた産業構造と、担い手・人材の確保に取り組む必要がある。

(2) 人口及び産業の推移と動向

国勢調査による人口増減率・産業別就業人口は、表 1－1（1）のとおり。年少人口（0～14 歳）、生産年齢人口（15～64 歳）が大きく減少し、高齢化の進展、中でも後期高齢者（75 歳以上）の比率が高まっており、1 人の現役世代が 1 人の高齢者を支える「肩車型」の年齢構造が迫っている。就業者数全体として減少しているが、人口の減少率を超える割合で減少しており、人材不足や地域の担い手不足が懸念される。

また、国立社会保障・人口問題研究所が平成 27 年の国勢調査を基に推計した本市の将来人口は、表 1－1（2）のとおり、引き続き 5 年で 7%程度の減少傾向が続く予測である。そこで本市は、子育て世代の希望を叶え、移住施策等を展開することにより、令和 27 年時点で、23,652 人を維持する目標「杵築市人口ビジョン」を掲げ、達成に向け地方創生各種施策に取り組んでいる。

表 1－1（1） 人口等の推移（国勢調査）

※「増減率」は、左欄の年からの変化に基づく数値で、▲は減少した割合、△は増加した割合を表す。

区 分	昭和 35 年	昭和 50 年		平成 2 年		平成 17 年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	47,543	36,299	▲23.7%	34,095	▲6.1%	33,567	▲1.6%
0～14 歳	15,907	7,524	▲52.7%	5,666	▲24.7%	4,000	▲29.4%
15～64 歳	27,873	23,647	▲15.2%	21,081	▲10.9%	18,824	▲10.7%
うち 15～29 歳 (a)	9,972	6,803	▲31.8%	5,139	5,045	3,618	▲1.8%
65 歳以上 (b)	3,763	5,128	△36.3%	7,348	△43.3%	9,807	△33.5%
うち 75 歳以上 (c)	1,257	1,866	△48.4%	3067	5,085	5,887	△65.8%
(a) /総数：若年者比率	21.0%	18.7%	—	15.1%	—	15.0%	—

(b) /総数：高齢者比率	7.9%	14.1%	—	21.6%	—	29.2%	—
(c) /総数：後期高齢者比率	2.6%	5.1%	—	9.0%	—	15.2%	—

(表・続き)

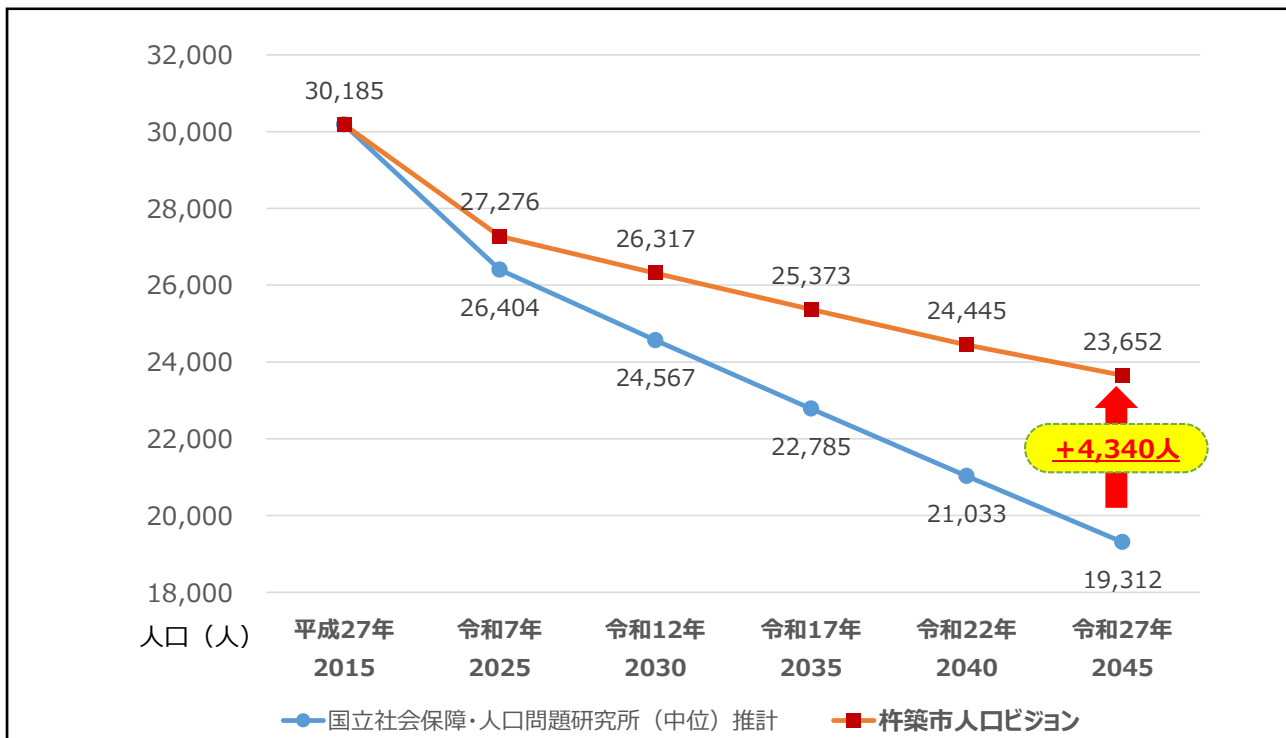
区 分	平成 27 年	
	実数	増減率
総数	30,185	▲10.1%
0～14 歳	3,482	▲13.0%
15～64 歳	16,068	▲14.6%
うち 15～29 歳 (a)	3,618	▲28.3%
65 歳以上 (b)	10,378	△5.8%
うち 75 歳以上 (c)	5,887	△15.8%
(a) /総数：若年者比率	12.0%	—
(b) /総数：高齢者比率	34.4%	—
(c) /総数：後期高齢者比率	19.5%	—

産業別就業人口	昭和 35 年	昭和 50 年		平成 2 年		平成 17 年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	23,052	18,227	▲20.9%	17,098	▲6.2%	15,923	▲6.9%
第 1 次産業就業人口比率	70.0%	50.2%	—	32.5%	—	20.6%	—
第 2 次産業就業人口比率	6.9%	14.6%	—	25.9%	—	26.4%	—
第 3 次産業就業人口比率	23.1%	35.1%	—	41.6%	—	52.6%	—
分別不能 (人)	6	19	—	5	—	48	—

(表・続き)

産業別就業人口	平成 27 年	
	実数	増減率
総数	13,970	▲12.3%
第 1 次産業就業人口比率	15.4%	—
第 2 次産業就業人口比率	26.4%	—
第 3 次産業就業人口比率	54.0%	—
分別不能 (人)	589	—

表 1－1（2） 人口の見通し（杵築市人口ビジョンより抜粋）



（3）杵築市行財政の状況

本市の財政状況は、地方交付税などの依存財源に頼るところが強い。財政構造の弾力性を示す経常収支比率は、合併後の人員削減などの行財政改革により、平成 17 年度（97.4％）から平成 22 年度（83.0％）までの 6 年間で 14.4％改善した。しかし、高齢化に伴う福祉等施策需要や災害・防災対策への期待の高まり、市域各所に点在するインフラ施設の老朽化による維持費の高止まり、さらには橋梁・学校教育施設等、必要不可欠な大規模施設更新の必要性によって経常収支比率は悪化に転じ、平成 30 年度に市政後、初めて 100％を超える事態を招き、令和元年度にも同様の結果となった。

引き続き高齢化が進展、とりわけ後期高齢者割合の拡大も見込まれることから、今後も、高齢者福祉を取り巻く諸施策への期待は高い見通しである。また、更新が必要となる公共施設等は多数存在し、気候変動が要因とされる豪雨等の防災・減災の需要も引き続き対応が求められる。こうした状況において、本市は令和 6 年度までを「緊急財政対策期間」とし、予定していた事業を繰り下げたり、新規事業を見合わせたりしており、過疎対策に重要な期間であるにも関わらず、当面は事業数・事業費総量をしばっての対応となる。

表 1－2（1） 杵築市財政の状況

単位：千円／％		平成 22 年度	平成 27 年度	令和元年度
歳入総額 A		20,097,258	20,070,598	23,455,516
	一般財源	11,152,903	11,038,232	10,659,632
	地方税	2,984,994	2,971,651	3,119,566
	地方交付税等	8,167,909	8,066,581	7,540,066

	国庫支出金	2, 279, 999	2, 409, 995	3, 309, 282
	都道府県支出金	1, 648, 410	1, 591, 274	2, 191, 343
	地方債	2, 642, 504	2, 858, 024	3, 631, 744
	うち過疎債	681, 000	867, 700	2, 354, 100
	その他	2, 373, 442	2, 173, 073	3, 663, 515
歳出総額 B		19, 292, 662	19, 135, 300	22, 834, 797
	義務的経費	7, 910, 064	8, 171, 331	8, 906, 363
	投資的経費	3, 490, 036	3, 536, 882	5, 992, 731
	うち普通建設事業	3, 427, 042	3, 282, 462	5, 548, 098
	その他	7, 892, 562	7, 427, 087	7, 935, 703
	うち過疎対策事業費	3, 374, 326	3, 053, 340	5, 755, 374
歳入歳出差引額 C (A-B)		804, 596	935, 298	620, 719
翌年度へ繰越すべき財源 D		153, 079	121, 721	135, 042
実質収支 C-D		651, 517	813, 577	485, 677
財政力指数		0. 364	0. 339	0. 344
公債費負担比率		17. 9%	18. 5%	18. 4%
実質公債費比率		11. 0%	9. 2%	10. 8%
起債制限比率		8. 3%	6. 8%	
経常収支比率		83. 0%	90. 7%	100. 9%
将来負担比率		61. 0%	39. 8%	62. 6%
地方債現在高		22, 059, 880	23, 687, 883	24, 725, 946

表 1 - 2 (2) 主要公共施設等の整備状況

区分	昭和 55 年度末	平成 2 年度末	平成 12 年度末	平成 22 年度末	令和元 年度末
市町村道					
改良率 (%)	31. 1	20. 3	26. 4	33. 7	38. 4
舗装率 (%)	61. 0	73. 5	74. 2	83. 3	83. 6
農道					
延長 (m)	-	-	-	46, 001	46, 001
耕地 1ha あたり農道延長 (m)	73. 2	73. 6	71. 5	-	-
林道					
延長 (m)	-	-	-	53, 469	51, 302
林野 1ha あたり林道延長 (m)	13. 2	6. 8	9. 6	-	-
水道普及率 (%)	76. 0	80. 7	87. 4	80. 8	87. 6

水洗化率（％）	－	－	46.5	62.9	68.1
人口千人あたり病院、診療所の 病床数（床）	－	11.5	15.2	13.4	12.8

（４）地域の持続的発展の基本方針

これまで、長期にわたり本市を第一線で支え続けてきた高齢者が、住み慣れた地域で健康に長く暮らせる環境を維持しつつ、新たな技術の導入や多様な人々との交流により、産業を活性化させ、次代を担う人材の育成を図るとともに、近年多頻度化する災害に対する防災・減災に努め、本市における持続可能な地域社会の形成及び地域資源等を活用した地域活力を向上させることで、非過疎地域となることを目指す。

（５）地域の持続的発展のための基本目標

【過疎地域脱出のスローガン】

- ・本市市域の保全・管理機能を保つため、一定程度の人口規模を維持する。
- ・高齢者が、地域を支える側に長くあり続けられる仕組みを構築する。
- ・自助、共助、公助の精神の元、「地域共生社会」を実現する。
- ・SDGs を原動力とした「地方創生」に引き続き取り組み、杵築市人口ビジョン達成を目指す。

【達成基準・基本となる目標】

杵築市人口ビジョンに基づき、以下の人口を維持することを目標とし、「杵築市まち・ひと・しごと創生総合戦略」に掲げる移住者数等各事業 KPI の実現と連動して取り組むこととする。

項目	年度	目標人口	備考
基準年	平成 27 年度	30,185 人	
短期目標	令和 7 年度	27,276 人	※人口は当該年度の国勢調査に基づくものとするが、評価等において数値発表前の場合は、当該年度の 9 月末時点の住民基本台帳人口（外国人を含む）を用いる。
中期目標	令和 12 年度	26,317 人	
長期目標	令和 27 年度	23,652 人	

（６）計画の達成状況の評価に関する事項

本市の人口ビジョンで掲げる人口の維持に向け取り組む地方創生各施策との整合を図り、施策を連携するため、「杵築市まち・ひと・しごと創生総合戦略評価会議」で、前項に掲げる達成基準の進捗確認を毎年行うとともに、改善策をまとめる。または本市の総合計画、行財政改革のアクションプラン「未来戦略推進プラン」に基づいて同様に評価する。

（７）計画期間

計画期間は、令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの 5 か年とする。

（８）公共施設等総合管理計画との整合

本計画では「杵築市公共施設等総合管理計画（以下、「総合管理計画」という。）」に掲げる「公共

施設のあり方に関する基本的な方針（以下に抜粋）」に則り、各種整備を行う。なお、本計画に記載したすべての公共施設等の整備については総合管理計画に適合する。

【公共施設のあり方に関する基本的な方針】（抜粋）

1. 公共施設の適正化

本市の公共施設等総合管理計画は、市民の安全・安心を確保し、子どもや孫の世代が安心して暮らせる地域社会を築いていくために、将来を見据えて、最適で最良なサービスを提供できる施設を目指します。そのためには、計画的に施設の集約化や老朽施設の廃止を推進することで、今後 20 年間で 30%の保有面積を削減することとします。

（1）施設の適正配置と集約化

保有する施設について、人口減少や人口構造の変化を見据え、全体面積の削減を含めた適正配置を検討します。

また、これまでに計画がない新規の施設整備事業については、単独施設の新規整備は行わず、施設の統廃合、複合化、多機能化を基本とし、施設運営時の維持管理経費を縮減します。

（2）既存施設の有効活用

利用率が低い施設や余剰スペースは、用途変更や他施設への機能移転などを進めることで、既存施設の有効活用を図ります。

（3）施設の譲渡、廃止等

利用者が特定の地区住民や特定団体などに固定している施設については、関係団体等への移転や譲渡等を検討します。

利用率が低い施設については、売却や貸付等を検討し、長期の活用が見込めない施設等については廃止します。その場合は老朽化による破損等で周辺の環境、治安に悪影響を与えないよう、施設の取壊しを行います。

（4）施設の耐震化

建設から一定期間を経過した施設は耐震診断のうえ、必要に応じて計画的に耐震補強工事を実施します。しかし、建設から 30 年以上経過している施設については、耐震化の投資効果が短期間となることから、慎重に対応することとし、耐震性のある既存の施設への機能移転を視野に入れながら検討を行います。

（5）国、県の施設の相互利用及び近隣市町との共同設置

施設の更新にあたっては、効率的な運営を行う観点から、サービス提供のための施設等を全て自らが整備することを前提とせず、国、県の施設の相互利用や近隣市町との施設の共同設置も検討します。

2. 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

(1) 現状と問題点

ア 移住・定住・地域間交流

本市の人口減少とともに、空き家・空き施設が増加傾向にあるものの、地方移住に対する関心が高まっており、移住相談窓口を通じて移住・活用がなされている。空き家バンクなどによる物件情報の提供を通じた移住施策や、賃貸可能な状態にする空き家の改修補助も引き続き重要となる。閉校した学校や機能集約による未利用の公共施設について、修繕やインターネット回線敷設などを施して、サテライトオフィスやワーケーション施設としてリノベーションを行うなどして、近年情報サービス業等を中心にみられるような、新しい働き方を求めて地方移住する需要への対応も必要となる。

また、元地域おこし協力隊をはじめ、移住者が空き家を用いてグリーンツーリズムや民泊など、都市部の旅行者が、本地域での交流・体験を提供する事業も始められており、各集落・団体とのマッチングや開設支援を引き続き行う必要がある。

全国的に移住を後押しする制度は年々過熱しており、情報量も多く、埋もれるおそれがある。奇をてらった PR ではなく、本市の状況を知ったうえで、移住者本人が納得して移住できるよう、一時滞在や移住体験などの機会を増やしていく必要がある。

加えて、持続可能なまちづくりのためには、都市機能の安全性と利便性の担保が必要である。東日本大震災による津波被害や相次ぐ豪雨災害を契機とする防災意識の高まりへの対策と、人口減少と少子高齢化を前提とした都市機能や居住区域の誘導による利便性・効率性の確保が必要であり、令和元年度に策定した「立地適正化計画」を推進する必要がある。

これらは、子育て支援や高齢者福祉、住民団体の活動支援・協働事業の運営などのサービス拡充とあわせて打ち出す必要がある。

イ 人材育成

大学や専門学校が存在しない本市では、すでに多くの若年層が流出して久しく、あらゆる場面で担い手不足に直面している。子どもたちが地域課題に取り組む場づくり、市内の農業・企業等産業において、職場体験を通じたキャリア教育により、本市や本市事業者に対する愛着を高める必要がある。首都圏の大学等との包括連携協定により、地域課題への共同研究・協働事業は、一部地域において特産品開発など活力を取り戻すことに寄与しており、今後も継続して他地域へ展開する必要がある。

地域おこし協力隊による新規事業の立ち上げも始まり、本市における貴重な創業者・地域の担い手として活躍している。この数年来、移住相談窓口を通じた移住者のうち、シニア層も約半数と、高齢者の移住も拡大しており、高齢移住者が移住後にも活躍できるよう、「杵築市人財バンク」や「シルバー人材センター」の運営体制にも配慮が必要である。

(2) その対策

ア 移住・定住・地域間交流

都市圏で開催される移住相談会・フェア等に積極的に参加し、移住支援となるわかりやすいパンフレットの作成や先輩移住者による事例紹介を行う。関心が高い層には、一時滞在やお試し移住などの機会を提供する。本市の空き家・空き施設の情報をまとめ、移住を希望する人等へ提供するほか、即入居ができ、移住のハードルを下げるため、空き家の改修補助等をあわせて行う。

地域の若年層を対象に、婚活イベント等出会いの場を提供するほか、婚活サポーターの養成により、成婚につながる支援を行う。

地域おこし協力隊での活動や、市内で活躍する若い事業者たちの企画等、本市での創業や地域課題等にチャレンジする者に対して、支援を行う。

イ 人材育成

子どもたちが地域課題に取り組む場づくり、市内の農業・企業等産業において、職場体験を通じたキャリア教育により、本市や本市事業者に対する愛着を高めるほか、地域課題の解決にチャレンジする。

大学等との包括連携協定により、地域課題への共同研究・協働事業を実施するほか、高齢移住者の増加に備えるため、高齢移住者が移住後にも活躍できるよう、「杵築市人財バンク」や「シルバー人材センター」の運営体制を支援する。

(3) 計画

事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
2. 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	(4) 過疎地域持続的発展特別事業			
	移住・定住	定住促進対策事業 【具体的な事業内容】 空き家バンクを通じて県外等から本市へ転入する人に対して、奨励金や空き家の改修費を補助。 【事業の必要性】 空き家の利活用、転入者の増加と定住 【見込まれる事業効果】 移住・定住者の増加	市	
		移住体験事業 【具体的な事業内容】 都市部での移住フェア等を通じて、本市への移住を検討する人を対象に、お試しで移	市	

		住できる機会を提供する。 【事業の必要性】 転入者の増加と定住 【見込まれる事業効果】 移住・定住者の増加		
		地域おこし協力隊設置事業 【具体的な事業内容】 本市の産業やコミュニティ活動等への支援に従事 【事業の必要性】 産業やコミュニティ活動等の活性化 【見込まれる事業効果】 新規事業の創出、地域への定住	市	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

該当なし

3. 産業の振興

(1) 現状と課題

ア 農林水産業（農林水産物等販売業を含む）

海岸部の温暖な気候から、北部の山岳部、西部の昼夜の寒暖差が激しい盆地まで、広く変化に富んだ市域を利用し、「少量ながら多品種」であることが、本市農林水産業の特徴である。また、例えば、農業と畜産業では、水稻の飼料化と家畜堆肥の農地還元といった耕畜連携、林業と水産業では、シイタケ原木用のクヌギ林の養分が海へ注ぎ、牡蠣養殖業等を支え、その在り方自体が「世界農業遺産」に登録されている。このように、農林水産業それぞれが密接に関わりを持っており、1分野・1特産物に集中したり、いずれかを廃止したりすることはできず、幅広い分野を多層的に取り組む必要がある。

また、平成30年には、農林水産物の付加価値付けや品質管理のため、本市、商工会、農協、漁協、県内銀行と共同で出資した「地域商社」を設立し、ふるさと納税返礼品の強化など、新たな販路開拓や流通支援に乗り出した。この地域商社をはじめ関係機関で連携し、市内食品加工業の販路開拓、ブランド化、設備更新ニーズの把握、市内・県内等近郊地域における観光業との連携など各種支援体制の構築を目指している。

高齢化、担い手不足が深刻化してきているが、このことにより産業の循環が途切れないよう、企業参入や集落営農の推進、新規就農の取組や事業継承の模索など、安定した生産・供給体制の整備と後継者の確保・育成、効率的な営農が可能となる基盤整備が求められている。加えて、農地や山林の荒廃、有害鳥獣の被害、気象の変化に伴う水産資源の減少や高温障害による農畜産物被害への対応が求められている。

イ 商工業（製造業を含む）

本市は、大分空港至近であることから、かつては半導体、電子機器部品等の大規模な生産工場が進出したが、生産拠点の海外転換のあおりを受け、生産拠点の撤退や縮小など、厳しい局面を迎えている。

一方、幅広い産業分野で国内リスク分散の需要は依然として高く、本市でも医薬品原材料の生産拠点化に向け、試験栽培が始まったところである。また、大分県北部地域に広がる自動車関連産業では、生産拠点拡充のため、本市空き施設に一部生産機能を移転する動きもある。令和2年度には、大分県の積極的な活動の元、大分空港がアジア初となるスペースポートに選定され、企業活動や観光誘客活動に期待がかかる。こうした動向を丁寧につまみ、空港至近の特性を活かし、撤退後の工場跡地や閉校した学校用地の再活用を進める必要がある。

ウ 情報通信業（情報サービス業等）

本市で初めてとなるコールセンター企業が平成24年度に進出を果たしたものの、その後、新たな企業進出には至っていない。本市の人口流出がすでに進行してしまったことによる、若年世代の労働者・人材確保の不確実性が要因と考えられ、人口減少の影響が顕在化・深刻化している。

近年、パソコンと通信環境があればどこでも働けるとして、サテライトオフィスやテレワークに

起因する誘致・移住施策が全国で注目されているが、本市域は、民間の光通信回線、無線での情報通信環境のインフラが未だ脆弱で、都市部との格差・誘致力の低下を招いている。そこで、本市は、ケーブルネットワーク網の光化を計画し、令和元年度に一部市域で着工したことを受け、今後は積極的な誘致活動につなげ、若年層、特に女性が希望する職種・産業の創出が求められている。

また、本市の遊休施設を活用したサテライトオフィス等開設のモデル事業が大田地域で始まっているが、建築年度が古く、通信環境の延伸や躯体の状態確認、適正な賃貸料・売却額の算定などが必要な施設が多く、短期間に賃貸開始できる状態でない物件も多く存在する。

エ 観光業（旅館業を含む）

本市の観光は、自然環境と江戸時代の風情が色濃く残り、自然を活かした公園や重要伝統的建造物群保存地区にも指定された城下町が牽引役となり、外国人観光客も多くみられる。一方で、別府・湯布院という大分県が誇る温泉地に宿泊客が集中し、本市での滞在時間・宿泊客は決して多くなく、夜間は閑散とし、観光消費も伸び悩んでいる。既存の宿泊施設も老朽化、経営者の高齢化が進んでおり、事業継承と設備更新が課題となっている。

一方で、移住者や地域おこし協力隊により、新たな農泊・民泊施設が開設されたり、地域住民・団体によって、新しい飲食施設・商業スペースが創出されたりと、行政主体ではない取組が活発化している。先述した大分空港のスペースポート認定を受け、打ち上げ準備のためのスタッフの長期滞在や観光誘客が見込まれると予想されており、交流人口の拡大と、受入環境・体制の整備を図り、地域の賑わいを維持するため、国東半島内外の自治体と共同で、自転車や農泊・民泊等を活用した周遊・文化体験ツアー造成等に取り組む必要がある。加えて、本市各地域には合併前からの文化・地域的特性が色濃く残る祭事とそれに紐づくイベントが地域住民らの手により数多く開催されてきた。人口減少と担い手の高齢化により継承が危ぶまれており、存続や統合、交流人口の確保と巻き込みによる担い手確保のあり方を見直す必要がある。

（２）その対策

ア 農林水産業（農林水産物等販売業を含む）

農業生産の基盤となる圃場整備、農道整備、農業用水確保対策、ため池改修などを推進するとともに、共同利用の大型機械導入や AI、ICT の活用による低コスト化や経営規模の拡大による生産性向上を目指す。そして、集落営農組織間の連携や新規就業・企業参入を推進することで、農家の高齢化や担い手不足への対応を図るとともに、防護柵の設置や有害鳥獣の捕獲等による農林産物への被害防止対策を図る。

また、地域商社や企業等との連携による園芸、畜産、水産加工品の開発や付加価値の向上、世界農業遺産を活かした地域特産品のブランド化・高付加価値化を図り、産直を含めた流通経路の確保等を図る。

さらに環境問題への配慮から、化学肥料や農薬の低減を図り、良質堆肥を利用した有機栽培等を実践する「環境保全型農業」に取り組み、消費者から信頼される安全な農畜産物の提供ができる産地づくりを推進する。

あわせて、シイタケ栽培やグリーンツーリズムを振興・維持していくことで、山林の活用や子ど

もたちへの農業体験の場の提供、教育旅行誘致につなげるとともに、中山間地域における農地保全や山林の活用を通して多面的機能を向上させ、二酸化炭素を吸収することで地球温暖化防止に貢献する。

また、漁港整備事業を促進し、水産業の基盤である漁港の長寿命化を図るとともに、漁場造成や栽培漁業の推進による水産資源の定着と増大を図る。

イ 商工業（製造業を含む）

歴史的町並みなどの地域資源を活かした商店街づくり、また、観光客を対象にした商店街再生による消費の拡大を図り、魅力的でにぎわいのある商業基盤の整備に努める。

また、経営環境が悪化している中小企業者や個人事業主に対して必要事業資金の円滑な調達を促すため、信用保証料の補助を行うなど事業発展を支援する。その他、官民の空き地・空き店舗・空き工場等の有効活用による創業・開業に支援を行い、交流の場づくりや地場産品を活用した店舗づくり等、商工会等団体のほか、本市内外で活躍する法人・キーパーソンの取組の多角化や新規事業に向けた構想を支援して、新たな魅力・活力あふれるまちづくりを図る。

ウ 情報通信業（情報サービス業等）

通信環境の整備・維持、機能向上に引き続き努め、地方へ移住・滞在しながら働ける環境を提供していく。大量に消費が予想される電力消費においてはクリーンなエネルギー源を活用できるよう、環境施策との関係性を深める。

本市の空き施設活用において、貸出や譲渡が素早く手続きができるよう、保全・用地の境界確認や物件の状態評価・調査を並行して進める。

エ 観光業（旅館業を含む）

自然や景観、歴史的な町並み活かし、大分空港や別府市・由布市といった温泉地に至近であるという立地特性に配慮した観光誘客を、近隣自治体と連携して取り組む。

DMO「一般社団法人 豊の国千年ロマン観光圏」や杵築市観光協会の体制を強化し、民間活動主体による周遊プランの提案やイベント実施を支援する。

観光消費拡大のため、滞在の場所となる宿泊施設については、農泊・民泊事業者の維持・創業を支援するほか、大人数が利用可能な拠点となる本市が有する施設の設備更新・長寿命化を図る。

（３）計画

事業計画（令和３年度～７年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
３．産業の振興	(１) 基盤整備			
	農業	防災重点農業用ため池整備事業 (天神・西ヶ迫地区)	県	

防災重点農業用ため池整備事業 (水ヶ迫地区)	県	
防災重点農業用ため池整備事業 (北杵築地区)	県	
防災重点農業用ため池整備事業 (仏ヶ迫地区)	県	
防災重点農業用ため池整備事業 (杵掛地区)	県	
防災重点農業用ため池整備事業 (甕岩地区)	県	
防災重点農業用ため池整備事業 (下司地区)	県	
防災重点農業用ため池整備事業 (青柳溜池)	県	
防災重点農業用ため池整備事業 (仁田尾溜池)	県	
防災重点農業用ため池整備事業 (長谷地区)	県	
防災重点農業用ため池整備事業 (甕岩溜池地区)	県	
防災重点農業用ため池整備事業 (杵築地区) ※ため池廃止	市	
ため池調査計画事業 (杵築市第5) ※HM 作成	市	
ため池調査計画事業 (杵築市1期) ※ため池廃止	市	
農業水利施設保全合理化事業 (池の頭地区)	県	
農業水利施設保全合理化事業 (奈狩江地区)	県	
農業水利施設保全合理化事業 (石山地区)	県	
経営体育成整備事業 (野田地区)	県	
経営体育成整備事業 (小狭間地区)	県	
中山間地域総合整備事業 (杵築大田地区)	県	

		中山間地域総合整備事業 (日出山香地区)	県	
		基幹水利施設保全対策事業 (鍋倉ダム地区)	県	
	(2) 漁港施設			
	水産業	水産物供給基盤機能保全事業	市	
		水産物加工設備等整備事業	市	
	(10) 過疎地域持続的発展特別事業			
	第1次産業	多面的機能支払交付金事業 【具体的な事業内容】 農業者団体等の活動組織が共同で行う農地、農業用施設の日常の管理、農村環境の向上等に資する活動に対して支援 【事業の必要性】 農業者の高齢化、担い手不足 【見込まれる事業効果】 国土・自然環境保全	協議会	

(4) 産業振興促進事項

(i) 産業振興促進区域及び振興すべき業種

産業振興促進区域	業種	計画期間	備考
杵築市の全域	農林水産物等販売業、製造業、 情報サービス業等、旅館業	令和3年4月1日～ 令和8年3月31日	

(ii) 当該業種の振興を促進するために行う事業の内容

上記(2)(3)のとおり

(iii) 他団体等との連携

商工会などの関係団体や、市民の通勤圏・商圈を共有する近隣自治体及びその企業等と協力して、事業者や起業を検討する人が抱える課題への相談対応や事業連携の支援により、地域経済の活性化を図るとともに、経営基盤の強化や事業継承に取り組む中小企業等の支援と育成に努める。

(5) 公共施設等総合管理計画との整合

該当なし

4. 地域における情報化

(1) 現状と問題点

インターネットやスマートフォンが日常生活に浸透するなど、ブロードバンド整備による高度情報化の進展もあり、都市部と農村地域における情報通信格差は是正されつつある。

本市においても、これまで市全体に行政情報等の共有を図ることを目的として市内全域にケーブルネットワーク網を整備し、自主放送やホームページ、データ放送、文字放送などを通じ、市民が必要とする身近な様々な情報を発信してきた。また、近年、災害級の豪雨・台風等が多発し、市民の生命・財産の確保に不可欠な避難・災害発生など情報の重要性がますます増加している。これに防災ラジオや定点カメラによるライブ映像を活用して、緊急情報の提供に努めている。

現代社会において必要不可欠なインフラ施設である情報通信網の充実、世界とのアクセスや、サテライトオフィス等の誘致など、移住施策・産業の振興にも深く関わる要素である。今後は、ケーブルテレビ放送においても次世代に対応できる設備への更新や、年々浸透することが予想される在宅ワークやリモート会議、オンライン授業等にも対応可能なネットワーク環境の整備を進めるため、施設・設備機器の計画的な更新を図っていく必要がある。

(2) その対策

ケーブルテレビについては、地域に密着した情報を提供できる総合情報通信メディアであることから、コミュニティチャンネルの充実により地域に密着した新鮮な情報を発信して地域の活性化を図るほか、地域の活動を発信することにより、集落の維持の手法を共有していく。また、近年、豪雨・台風等の災害が多発し、被災情報や避難情報など、市民の生命・財産を守るために不可欠な情報の伝達手段を提供し、市民の安全・安心を確保するため、これまで整備したケーブルテレビネットワークについて、施設やネットワーク網の計画的な更新を行い市内全エリアの光化に取り組むことにより、市民の利便性の向上と自主放送の安定運用を目指す。あわせて、普及が進む 4K・8K 放送の視聴環境の構築を図る。

光化により、在宅ワークやリモート会議、オンライン授業等にも対応した双方向での情報交換が可能となるネットワーク環境の整備を進める。

(3) 計画

事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
4. 地域における情報化	(1) 電気通信施設等情報化のための施設			
	ブロードバンド施設	ケーブルテレビ整備事業	市	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

○ケーブルテレビ

ケーブルテレビ開始から 10 年以上が経過し、設備更新の時期を迎えている。ケーブル網やヘッドエンドの更新にあわせて、ケーブルテレビの運営見直しについて、公設公営から公設民営にむけての取り組みを行う。

5. 交通施設の整備、交通手段の確保

(1) 現状と問題点

ア 交通施設の整備

市内は、国道 10 号や 213 号、宇佐別府道路、大分空港道路をはじめ地域内外を結ぶ幹線道である県道 14 路線が主要な道路網を構成しており、生活・産業・観光道路として重要な役割を担っている。しかしながら、県道の整備についても、未改良部分も多く幅員狭小区間等による通行障害があり、市民生活の安全性及び利便性を考えるうえで、早急な整備が望まれている。

市道等についても同様で、舗装率は高まったものの改良率が低いため、全体的に幅員が狭く、車両の大型化に追従できていない。市道をはじめ農道、林道等は市民生活や産業振興を支える最も重要な社会基盤であり、地域の実情に応じた整備をする必要がある。さらに災害避難・復旧等における複数ルートの確保の観点から、長期的・計画的な道路ネットワークの構築が求められている。

また、道路の改良・整備だけでなく、橋梁・トンネル・道路標識等の多くは建設後の経年劣化等により老朽化が進行しており、これら道路ストックの適正管理への要請が高まっている。道路の状態監視を兼ねた道路管理や支障木の伐採など、沿線の地域住民との連携もますます必要となってくる。

イ 交通手段の確保

自動運転技術は過渡期にあり、高齢者の運転免許返納後の生活維持や、統廃合や鉄道運行頻度の減少などで高校通学が以前に増して遠距離・不便になるなど、民間のバス・タクシー会社との協働はますます重要になってくる。運転手の確保が難しくなっており、早朝・夜間のほか、観光客の移動に影響が心配される。

民間の路線バスの維持、自家用有償等によるコミュニティバス、乗合タクシーの運行により、交通結節点を形成する等、各地域間の交流の促進と、交通の利便性の確保が求められている。

(2) その対策

ア 交通施設の整備

広域・高速化に対応していくため、高速自動車道や国道にアクセスする県道の二車線化や、未改良区間及び交通障害区間の改良を県に強く働きかけるとともに、主要幹線市道の二車線化や、広域・地域間交流をより促進するため、道路本来の機能だけでなく、本市のイメージアップにつながるための、景観や自然環境に配慮した道路ネットワークの構築を、長期的に順次整備を進めていく。

また、建設後の経年劣化等により老朽化が進行している道路ストックについては、道路施設及び附属物の点検を実施するとともに、適正かつライフサイクルコストの低減を見据えた施設補修を進めていく。さらには、新時代に対応した新たな交通システムや、既存の交通体系の連携改善により、道路ネットワークの構築はもとより、道路維持・修繕にも着目した新時代の交通体系を総合的に検討していく。

イ 交通手段の確保

大分空港とのアクセスの向上など、広域的な公共交通の充実を図るとともに、民間事業者と連携して、既存の路線バス、コミュニティバス、乗合タクシー等の交通手段の維持、乗り継ぎ等利便性向上に努める。

(3) 計画

事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
5. 交通施設の整備、交通手段の確保	(1) 市町村道			
	道路	立花尾本線 一般新設改良（L=250m、W=5.0m）	市	
		市駅錦江橋線 道路改良事業（L=84m、W=車道 6.6m・歩道 3.8m）	市	
		鹿倉線 道路改良事業 （L=1,000m、W=7.0m）	市	
		重永吉野渡線 道路改良事業 （L=230m、W=5.0m）	市	
		大左右線 道路改良事業 （L=127m、W=5.0m）	市	
		今村旧祇園駅線 道路改良事業 （L=200m、W=5.0m）	市	
		北祇園中の原線 道路改良事業 （L=350m、W=5.0m）	市	
		道路舗装長寿命化修繕事業 （27路線）	市	
	橋りょう	橋梁等長寿命化修繕事業 （橋りょう 42 橋、トンネル 4 か所）	市	
	その他	法面等長寿命化事業 （4 か所）	市	
	(2) 農道			
		経営体育成基盤整備事業 （奈狩江地区）	県	
		農道保全対策事業 （熊野地区）	市	
	(3) 林道			
		林道元河内線整備事業 （L=1,820m、W=4.0m）	市	

	林道豊後高田山香線整備事業 (L=1,380m、W=7.0m)	市	
(9) 過疎地域持続的発展特別事業			
公共交通	過疎バス運行事業 【具体的な事業内容】 民間バス路線の存続は重要課題であり、赤字路線の運行費を補助することにより、路線を存続し、市民の交通の確保を図る。 【事業の必要性】 移動手段の確保 【見込まれる事業効果】 交通空白地・不便地域の解消等	市	
	コミュニティバス運行事業 【具体的な事業内容】 旧 3 市町村を結ぶ路線や、民間バス路線の廃止代替、交通空白地域にコミュニティバスを運行することで、市民の交通の確保と利便性の向上を図る。 【事業の必要性】 移動手段の確保 【見込まれる事業効果】 交通空白地・不便地域の解消等	市	
その他	環境ボランティア支援事業（市道） 【具体的な事業内容】 高齢化率が 50%を超える小規模集落内の市道環境保全（草刈等）に対して、1m 当たり 15 円の報奨金を交付する。 【事業の必要性】 自主的な保全活動存続のため 【見込まれる事業効果】 住民との協働による市道の保全、安全な交通空間の維持	市	
(10) その他			
	県施行土木負担金（8 路線）	県	
	県施行港湾・海岸施設整備事業	県	

		県施行河川事業負担金	県	
		県施行急傾斜地崩壊対策事業	県	
		市町村営急傾斜地崩壊対策事業（5 か所）	市	
		道路ストック総点検事業	市	

（４）公共施設等総合管理計画との整合

○道路

市道の整備については、本市の財政状況を踏まえ、緊急性や重要性を考慮して整備を図る。既存の市道については、利用状況を踏まえた維持管理を行い、トータルコストの縮減を目指して、計画的かつ予防的な取り組みにより、道路利用者の安全確保に努める。

○橋りょう

橋りょうについては、定期的な健全性の把握に努め、緊急性や重要性を考慮して、「橋梁長寿命化修繕計画」に基づき適切な維持管理を行うことにより、道路利用者の安全確保に努める。

6. 生活環境の整備

(1) 現状と問題点

ア 上水の確保、下水・排水対策

本市水道事業では、必要な水道施設・設備の整備やその維持・管理に取り組んでいるが、水道普及率（令和2年3月末時点）は87.6%で、大分県普及率（県全体）92.2%、全国平均98.1%に比べると、依然として低い水準にある。施設・設備の老朽化の進行や、給水人口の減少等による収益の低下等への対応といった課題に直面している。地形が複雑で集落が点在していることなどにより、水道設備の整備が困難なため、地域で管理・運営する小規模水道施設等についても、施設・設備の老朽化の進行に加え、管理者の高齢・少数化への対応等、対処すべき課題が増加している。特に厳冬期には、管理が行き届かず水道管が凍結し、漏水・断水する事案が増えてきている。

下水道整備は、環境衛生改善などに大きな効果が期待できるが、多額の投資を行っているため、財政圧迫を招かない経営維持と接続率向上が課題となっている。また、本市の河川や沿岸部の水質は概ね良好な状況を保っているが、汚水処理人口普及率は令和元年度末で61.5%と、大分県平均77.7%、全国平均91.7%と比べ、かなり低い水準にある。下水道の整備されていない地域においては、どのような手段により、水質負荷低減を効果的に進めるかが課題となっている。

さらに、気候変動に伴い、豪雨等一時的な出水の対応に加え、少雨による断水の発生も懸念される。

イ 廃棄物の処理

資源ごみを除く可燃ごみ・不燃ごみ・粗大ごみの処理については別府市、日出町とともに別杵速見地域広域市町村圏事務組合を設置し、この広域圏事務組合が運営する藤ヶ谷清掃センターで行っている。埋め立て処分施設の狭さが課題として残っており、ごみの量の削減が引き続き課題である。地域の高齢化により、ごみを運べない、資源ごみストックヤードの規模が小さく、資源ごみ事業の妨げとなる課題も生じており、対策が求められている。他にも、過疎地域であることから、人通りの少ない場所での、ごみの不法投棄が散見されている。

ウ 防災、生活安全対策

本市は隣接する日出町と、杵築速見消防組合を組織し、常備消防体制がとられ、救急搬送、地域の火災の初期消火等、安全確保に努めている。消防団（非常備消防）については、本市全体で13分団、43部、549名で構成されている。

消防施設について、消防ポンプ車、消火栓、防火水槽等、消防水利の拡充強化を適宜進めているが、整備は遅れぎみである。また、消防機庫の老朽化に伴う修繕・整備も課題となっている。

平成29年の九州北部豪雨や平成30年7月豪雨、令和2年度7月豪雨等では、本市でも避難所開設など行政職員の対応が長期化し、市の通常業務に影響が出るほど、極端な気象現象の発生が多頻度化している。今後発生が予想される南海トラフ巨大地震に備えるためには、防災・減災に資するハード事業にあわせて、消防署員・消防団員の確保・育成のほか、防災士の養成、ネットワーク化等を通じて、自主防災組織の活性化・機能強化といった、地域ぐるみで防災・減災の取組が求め

られる。

また、高齢ドライバーの交通事故等、社会要請や本人の不安もあって、運転免許証の自主返納を啓発しているが、公共交通に乏しく、起伏が多い本市域においては、車による移動が不可欠で、返納後の交通手段や日常生活の維持に課題が生じている。

エ 住環境、その他の生活環境整備

現在、4割以上の市営住宅が耐用年限を経過しており、防火・防犯等の安全性の確保や居住性の面で早急な対応、計画的な除却対策が求められている。また、若年層の定住確保や人口の流入促進のための改築、高齢者や障がい者対応の住戸整備など、その対応が可能な市営住宅ストックを形成する必要がある。人口減少に伴い空き家が増加しており、生活道路等に接し、倒壊等著しく危険性が高いものも見られる。

また、当市では別府市、日出町とともに、別杵速見地域広域市町村圏事務組合を設置し、秋草葬斎場を運営している。老朽化に加え、新型コロナウイルス等、特殊な事情も生じていることから、今後も計画的な維持・更新による安定運用が求められる。

(2) その対策

ア 上水の確保、下水・排水対策

安定的な水道事業の運営のため、料金水準の適正化を図り、合理的な計画に基づいた施設・設備の整備や維持・管理の実施、広域的な連携の実施に努める。地域で管理・運営する小規模水道施設等については、現状を把握するための調査を行い、効果的な維持管理の支援を行い、安全な生活用水の確保に努める。また、大分県水道ビジョンに基づく広域連携について、県の広域化推進プランの中で全域や圏域別の市町村連携による共同処理・共同購入等の具体策の検討を行う。

下水・排水対策では、人口減少の中、接続率向上に向け市民の理解を得ながら接続の促進を行うほか、広域的な維持・管理体制を検討している。老朽化の対応・事業費の平準化等、規模と経済性に応じた実施を行う。公共下水道、農業集落排水事業等の集合処理区域外については、小型合併処理浄化槽設置整備事業等により、くみ取り方式や単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への切り替えを促進するとともに、浄化槽の適正な維持管理が図られるよう指導・啓発に努める。

イ 廃棄物の処理

分別収集と資源ごみ事業により、リサイクルやごみの減量に努める。ストックヤードの拡大を実施し、資源ごみ事業の拡大を図ることに加え、適切な個数のごみステーションを設置する。不法投棄防止用の監視カメラや看板を設置する等、ハード面でも対策を図っていく。

ウ 防災、生活安全対策

防火水槽等の消防水利、消防機庫等の拠点施設の設置・修繕をはじめ、消防ポンプ自動車や小型動力ポンプ付積載車の整備を計画的に進めるとともに、地域防災の担い手である消防団員の確保や設備の充実により、行政・市民が一体となった防災体制の確立を図る。

また、地域防災計画や国土強靱化計画の推進、各種マニュアルの整備、災害時の通信体制の確立

を目指すとともに、消防団・自主防災組織などと行政が一体となって活動できるよう、平素から防災訓練を実施するなど啓発活動に努め、地域防災との連携・協力体制づくりに努める。

運転免許証の自主返納を啓発しているが、返納後の交通手段や日常生活の維持については、住民自治協議会等と協働で対策を講じる。

エ 住環境、その他の生活環境整備

平成 29 年度に策定した「杵築市公営住宅等長寿命化計画」に基づき、地域のニーズや地域バランス、民間賃貸住宅の状況を考慮のうえ、公営住宅の適正戸数の確保を図りながら、耐用年限を経過した市営住宅の建替え・用途廃止を行っていく。また、高齢者や障がい者に対応した住戸の整備を併せて実施する。

既存のストックについても、躯体・避難の安全性に係る改修を行いながら長寿命化を図るとともに、設備水準などの居住性の向上を図り、安全で安心して住み続けられる市営住宅ストックとなるよう改善する。立地適正化計画等との整合を含め、将来の人口構造の予測に基づき、変化に対応できる住環境整備またはその提供手法に配慮して事業を行う。老朽化した施設等は財政状況に応じた、緊急度の高いものから除却を進める。継続的な環境調査を実施し、市民に情報の提供を行うことで、豊かな自然環境、安心・安全な生活環境の維持に努める。

近隣他自治体とも連携を図り、人口構造や国際的な環境面での要請に応じた生活環境整備に共同で取り組む。

(3) 計画

事業計画（令和 3 年度～ 7 年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
6. 生活環境の維持	(1) 水道施設			
	上下水道	配水管更新事業	市	
		ポンプ施設整備事業	市	
	(2) 下水処理施設			
	公共下水道	公共下水道事業	市	
		特定環境保全公共下水道事業	市	
	(5) 消防施設			
		消防施設事業	市	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

○上下水道

上下水道は、市民生活に直結する重要なインフラであるため、定期的な施設の点検・診断・修繕を実施するなど適切な管理を行い、トータルコストの縮減に努める。また、施設の状態を健全に保つために、計画的な管渠更新により耐震化を図り、可能な限りの長寿命化に取り組む。

○市営住宅

市営住宅の効率的な活用を行うために、予防的修繕を実施し、長寿命化を図るとともに、ライフサイクルコストの削減を行う。中には、建築から 50 年を超える住宅もあり、これからの利用者ニーズの動向を踏まえ、取り壊しや建て替え等を検討し、杵築市公営住宅等長寿命化計画と整合性をとりながら、各種整備を行う。

7. 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

(1) 現状と問題点

高齢化の中でも、より介護が発生しやすい後期高齢者の割合が高まり、超高齢社会を迎えている。運転免許証の返納や独居等で、自宅に閉じこもりがちになったり、栄養状態が悪化したりと、身体・認知機能の低下が懸念され、予防に重点を置いた介護予防やフレイル対策が求められる。

超高齢社会を乗り越えるため、福祉の「受け手」と「支え手」に分かれるのではなく、市民それぞれが役割を持ち、支え合いながら、お互いに協力して地域社会の福祉課題を把握し、その解決に取り組むことができるよう、地域のつながりの強化と地域住民が自主的に活動できる体制づくりが必要である。

また、出生数は毎年 200 人を下回るなど、減少傾向にあるものの、就労形態の多様化に伴い、保育・子育て支援事業に対するニーズも多様化している。親元を離れ、本市に馴染みがない中で子育てをする世帯が多く、妊娠期や出産後、また育児期において子育てに悩む保護者も増えており、児童虐待や育児放棄などの深刻な事態へつながる事案が発生している。

貧困や孤立、その連鎖等の社会的課題は過疎地域でも無縁ではなく、対応には高い専門性が求められるが、少ない人員での対応が迫られている。過疎地域であるがゆえ、課題を抱える人が「表面化させたくない、相談したくない」といった背景も懸念される。個人の疾病や障がい、介護の有無は、生活困窮・ヤングケアラーなどその家族（世帯）全体の生活課題に深く関わっており、1つの事象を超えた包括的な対応が必要である。子育て世代、高齢者、障がい者（児）、生活困窮者、孤立など、支援が必要な人それぞれのライフステージに合わせた「縦割り」でない、包括的・継続的な支援を可能とする全世代対応型の相談・支援の提供が必要となっている。

(2) その対策

様々な世代、状態にある家族の問題、地域に潜在する課題に、限られた人的・機能的資源を有効に活用し、さらに予防に重点を置いた取組に昇華するため、令和2年度に全世代支援センター「まるっと」を杵築市社会福祉協議会に設置し、運用を開始した。子育て世代包括支援センター、地域包括支援センター（高齢者）、障がい者自立支援センター、生活困窮者自立支援センターの4つの機能を一本化し、赤ちゃんから高齢者まで、さまざまな困難を抱える人たちに、切れ目のない、きめ細かな相談支援を行う。超高齢社会の到来により、増加・多様化する相談に対応するため、スタッフの確保・育成に取り組むほか、都市部へ優秀な人材が流出しないよう、スタッフの給与体系やワークライフバランスの充実を行う。

就労形態の多様化に対応するため、放課後や休日、夜間等における子育て支援環境の充実に努めるほか、各種支援制度の情報提供の充実や、国・県と連動した経済的負担の軽減に取り組む。

独居や子ども世代が近くに住んでいない高齢者世帯など、社会構造の変化や人々の暮らしの変化を踏まえ、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えつながることで、市民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会「地域共生社会」の実現に取り組む。そのうえで、市民や関係機関が活動する場や、多様な働き方ができる場の確保・維持に、人材育成とともに継続し

て取り組む。

(3) 計画

事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
7. 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(4) 介護老人保健施設	介護施設整備事業	市	
	(8) 過疎地域持続的発展特別事業 児童福祉	放課後児童健全育成事業 【具体的な事業内容】 放課後の安全な遊びと生活の場を提供し、共働き世帯の保護者が安心して子育てができる環境を整備。 【事業の必要性】 子育て世帯の負担軽減 【見込まれる事業効果】 子育て環境の充実 地域子育て支援センター事業	市	
		【具体的な事業内容】 子育て中の親の孤独感や不安感の増大等に対応するため、子育て親子の交流等を促進する子育て支援拠点を設置し、育児不安等についての相談指導や子育て支援に関する講習の開催等を委託。 【事業の必要性】 子育て世帯の不安解消 【見込まれる事業効果】 子育て環境の充実 延長保育促進事業 【具体的な事業内容】 就労形態の多様化等に伴うニーズに対応するため保育所、認定こども園等の通常利用日及び利用時間帯以外の日及び時間において	市	

		て、引き続き保育を実施することで、安心して子育てができる環境を整備。 【事業の必要性】 子育て世帯の負担軽減 【見込まれる事業効果】 子育て環境の充実 休日保育促進事業 【具体的な事業内容】 日曜、祝日、年末年始における保護者の就労及び傷病、事故、冠婚葬祭など社会的にやむを得ない事由で緊急又は一時的に家庭保育が困難となる小学生以下の児童に対して保育を実施。 【事業の必要性】 子育て世帯の負担軽減 【見込まれる事業効果】 子育て環境の充実 子ども医療費助成事業 【具体的な事業内容】 中学生までの入通院費用の無料化により、早期治療の促進や保健の向上を図る。 【事業の必要性】 子育て世帯の負担軽減 【見込まれる事業効果】 子育て環境の充実 ひとり親家庭等医療費助成事業 【具体的な事業内容】 ひとり親家庭等の親及び高校生までの児童の医療費の自己負担の一部を助成。 【事業の必要性】 子育て中のひとり親家庭の負担軽減 【見込まれる事業効果】 子育て環境の充実	市	
	その他		市	
			市	

（４）公共施設等総合管理計画との整合

○医療保健福祉施設（健康福祉センター、健康推進館等）

健康の増進と福祉の向上を図るために、多様化する住民ニーズを的確に把握するとともに、これまでの施設の利用状況を考慮し、役割や機能、特性に合わせた維持管理を行う。

○子育て支援施設（児童館、こども園等）

児童館、こども園、児童クラブについては、比較的新しい施設が多いものの、小学校の敷地内もしくは近隣に設置している施設であることから、小学校の施設管理や施設整備とも整合性を図り、運営コスト面や集団保育のニーズ等を踏まえながら施設運営のあり方を検討する。

8. 医療の確保

(1) 現状と問題点

本市には、令和3年度現在、3病院、19一般診療所、8歯科診療所があり、病床数は367床である。平成28年度と比較すると、病院・歯科診療所が各々1施設の減となっており、また病床数は61床減少し、医師の高齢化や後継者不足により、将来的に医療資源が大幅に減少することが見込まれる。

また、高齢者医療や生活習慣病等の重症化に伴う脳血管疾患や心疾患などの専門病院はなく、高度急性期治療は市外の病院を受診している。今後においても医療に対する要求は、高度化・多様化し、市外医療機関に依存し在宅医療・訪問看護等への対応が必要である。このため、市立山香病院、市内の私立病院及び診療所の連携に加え、県内の中核病院や専門病院との連携の強化が重要となっている。さらに、救急（小児を含む）日曜・夜間等の医療体制の維持確保を図り、医師会・医療圏域内の救急病院との連携し、今後も引き続き、迅速・適切に対処する必要がある。

また、地域医療の基幹となる市立山香病院は、昭和55年に建設されており、老朽化の影響が深刻となっている。施設維持に必要な改修工事・高額医療機器等の更新・整備等も計画的に進めていかなければならない状況である。

(2) その対策

市民が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、市立山香病院を中核として適正な医療を供給するとともに医療機関の連携を図り、包括的な医療提供体制の確立に努める。

医師や保健師等による健康教育・健康相談の充実、及び各種検（健）診事業の積極的な普及啓発により、病気の予防と早期発見に努める。

また、不足している診療科目の問題など、県内中核病院や専門病院との連携に努め、疾病・救急時においても適切かつ迅速な医療を受けられるよう、地域医療のネットワーク体系をより充実させ、救急医療体制の確保に努める。さらに、医療・介護の関係機関が連携し、多職種協働により在宅医療・介護を一体的に提供できる体制を構築するため、県や保健所、医師会等と体制構築を目指す。

地域医療の基幹となる市立山香病院は、広域的かつ将来的な人口構造の変化や求められる機能性、医師・看護師確保の見通し、老朽化の状態等を総合的に勘案して、適切な再整備を図る。

(3) 計画

事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
8. 医療の確保	(1) 診療施設			
	病院	医療機器整備事業	市	
		付帯施設整備事業	市	
	(3) 過疎地域持続的発展特別事業			
	その他	救急医療施設運営事業	市	

		【具体的な事業内容】 医療機関を中心とした連携を強化することで、休日・夜間等の救急医療体制を確保する。 【事業の必要性】 超高齢社会の到来、高齢移住者の増加 【見込まれる事業効果】 救急医療体制の充実、早期治療による早期回復。		
--	--	---	--	--

（４）公共施設等総合管理計画との整合

○病院施設

市立山香病院は、昭和 55 年度に建設されて耐用年数も経過し、老朽化も進んでいることから、更新の時期を迎えている。今後は、施設の利用状況を考慮し、適正規模の施設建設へ向けて在り方を検討する。

○消防施設（消防機庫等）

市内にある消防団の消防機庫は、今後の人口減少を考慮し、消防団再編も視野に入れながら、耐用年数を経過して著しく老朽化の進んだ施設から更新を検討する。

9. 教育の振興

(1) 現状と問題点

ア 学校教育等

本市の学校教育機関は、幼稚園 8 園、小学校 10 校、中学校 3 校である。

平成 21 年度に山香地域 3 中学校を 1 校に統合し、これに大田地域の 1 中学校を廃止したうえで、統合した。平成 26 年度に大田地域 2 小学校を 1 校に統合し、平成 28 年度には山香地域 6 小学校を 2 校に再編した。子どもの数、出生数はなおも減少傾向にあり、今後は杵築地域の学校再編、幼稚園の抜本的な在り方の見直しは避けては通れない。子ども・保護者と行政双方にとっても、通学が自宅から遠くなり、スクールバス運行など負担が増している。財政の効率性、教育水準確保の観点で必要となる一方で、最も地域住民の納得・了承を得づらい問題でもある。こうした統廃合は集落から若い世代の流出が加速する懸念があり、集落消滅を決定づけるのではないかと住民不安は理解でき、「移住・定住」、「集落の整備」などとの整合性、これまで取り組んできた過疎対策の相反に踏み込む可能性がある。

一方で、全国標準で行われる教育環境・制度の変化にも対応が求められる。GIGA スクール構想は最たる例で、1 人 1 台端末の配備や通信環境の整備、ソフトウェアの更新、教職員の対応・育成等、学校教育に求められる要素、労務・財政負担は増大しており、サポーターとなる人員の確保や学校・家庭・地域が協働して社会総がかりの教育を行う「コミュニティ・スクール化」を進める必要がある。

イ 社会教育・体育

昭和 53 年に建設された市立図書館が、平成 30 年に移転し、新館を開館した。今後も活用が望まれている。本市は、生涯学習の拠点施設として各中央公民館の充実を図り、中央公民館・地区公民館において、各種講座、教室を開催してきた。高齢者の免許返納等により、歩いて行ける集会所や概ね小学校区単位にある地区公民館・コミュニティセンターなど、中小規模での開催が多くなっており、男性の料理教室や介護予防を含めた取り組みなど、活用方法・教室の内容も多様化している。しかしながら、こうした施設は老朽化が進んでいるものも多く、将来的にどの程度使われるのか、防災上の役割などを考慮しながら、維持・修繕等が必要となっている。

少子高齢化により、担い手不足に直面しており、社会教育活動を通じて、地域内で「教えることができる人」、「リーダーシップのある人」を育て、地域コミュニティの維持を図る必要がある。

また、健やかで明るく豊かな日常生活を送るため、健康増進への関心は年々高まり、スポーツ・レクリエーション活動の参加意識がさらに増加している。市民一人ひとりが年齢や体力に合ったスポーツに生涯を通じて親しみ、健康・体力の維持増進につながるよう、老朽化した施設の整備や改良、施設や器具に依らない取り組み方の創出に努めていく必要がある。

(2) その対策

ア 学校教育等

子どもたちの学びの場の確保・維持に引き続き努めるため、社会情勢や要請に対応しながら、安

心・安全で、快適な学校教育環境の維持を行う。外国語や情報活用能力の向上、GIGA スクール構想等、新たな取り組みに対応できるよう、環境整備はもちろんのこと、教育人材の確保を行う。地域ぐるみで、教育環境・学校運営の維持に努めるほか、個に応じた指導を充実するため、複式学級支援教員や少人数指導教員等を引き続き配置する。

イ 社会教育・体育

青少年の健全育成や社会教育関係団体の育成、地域づくりリーダーの養成、さらには高齢者の人材活用などの施策を積極的に進めることで、地域の担い手の確保・コミュニティの維持を図る。

社会教育活動や健康増進の場となる施設の維持に努め、将来需要や防災など他の用途も考慮しながら、必要な改修等を行う。

(3) 計画

事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
9. 教育の振興	(1) 学校教育施設			
	校舎	大内小学校長寿命化改修工事	市	
	スクールバス	スクールバス整備事業	市	
	その他	豊洋小学校機械設備修繕工事	市	
		立石小学校機械設備修繕工事	市	
		杵築中学校改築事業（屋外環境）	市	
		中学校空調設備整備事業	市	
	(4) 過疎地域持続的発展特別事業			
	義務教育	複式学級支援事業 【具体的な事業内容】 学力の向上に向けたきめ細やかな指導や一人ひとりを大切にする学校教育を推進するため、複式学級への支援講師を配置する。 【事業の必要性】 児童の少人数化 【見込まれる事業効果】 学校教育の充実、人材育成	市	
		スクールバス運行事業 【具体的な事業内容】 小中学校の統合により通学区間が長距離に	市	

		なった地域について、通学バスの運行を委託する。 【事業の必要性】 小中学校の統廃合、公共交通の脆弱性 【見込まれる事業効果】 保護者・生徒の負担軽減		
--	--	---	--	--

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

○学校教育系施設

小学校、中学校については文部科学省が公表した「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引き～少子化に対応した活力ある学校づくりに向けて～」を参考にしながら、地域コミュニティの核としての学校のあり方や特性を十分考慮し、今後の方針を検討する必要がある。幼稚園についても少子化の見通しを踏まえて、適正規模・適正配置を検討する。杵築市学校教育施設長寿命化計画と整合性をとりながら、各種整備を行う。

○スポーツ・レクリエーション系施設

体育館や野球場、多目的広場など地域の住民が利用する施設については、利用状況などを考慮して、今後の更新を検討する。また、広域利用が可能な施設については、周辺市町との共同利用など、広域的な観点での配置を検討していく。

10. 集落の整備

（１）現状と問題点

本市は、旧市街地、農山漁村合わせて 170 あまりの集落（行政区）により構成されている。各集落の現状は、総じて若者の流出により高齢者の一人暮らしや夫婦世帯等が増加しており、そのため、集落機能が低下を招き、地域における祭り、伝承催事などの行事継続に支障を来している。今後は、小規模な集落については再編成を検討するとともに、住民自らが地域課題の解決や地域の魅力発信に取り組む体制づくりを加速させる必要がある。

さらに、近年激甚化する災害において、周辺部や少人数集落の孤立が懸念される。避難や減災の在り方を考えることはもちろん、復旧の遅れが容易に想定されるため、生活インフラの自立に備える必要がある。

（２）その対策

地域の特性に応じた自主的・主体的な取り組みを推進するため、「地区住民自治協議会」との協働による地域課題解決のための活動支援を強化し、活動拠点を確保する。

地域ごとに目指す将来像を描き、地域課題の解決や地域の魅力発信に計画的に取り組むための情報共有や知見の活用を行うため、地域主体で行う地域計画書策定の支援を、大学連携等の手法も活用しながら進めるとともに、地域計画書に基づいて実施される課題解決のための諸活動について、地域が自主的に取り組むことができるように支援を行う。

（３）計画

事業計画（令和３年度～７年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
10. 集落の整備	(３) その他			
		東山香地区コミュニティセンター整備事業	市	
		上地区コミュニティセンター整備事業	市	

（４）公共施設等総合管理計画との整合

○市民文化系施設（公民館、集会所等）

地区公民館やコミュニティセンター等集会所は、各地区における市民活動の拠点として位置付け、そのために必要な集会機能等を確保しながら、利用者数や地区の実情などを考慮して見直しを行っていく。老朽化した施設の建て替えなどの検討にあたっては、他の施設類型の集会機能を含めて集約化を進めることや、他の機能との複合化を検討していくことで、スペースの有効活用を図る。

11. 地域文化の振興等

(1) 現状と問題点

本市には、地域で受け継がれてきた文化財・伝統文化が数多く残されており、中でも国指定・選定文化財が 9 件、国登録文化財が 1 件、県指定文化財が 44 件、市指定文化財が 129 件あり、地域の歴史や文化を伝える財産として保護に努めてきた。また、江戸時代の城下町の面影を残す町並みや郷土の歴史を伝える歴史的な建造物が観光資源としても活用されている。これまで、市民による郷土の歴史学習や郷土芸能等への積極的な参加により、伝統文化は継承され、地域づくりに大きな役割を果たしてきた。

さらに、城下町保存基金や重要伝統的建造物群保存地区等の取り組みにより、町並み保存や歴史的な建造物の修理等にも努めてきた。しかしながら、近年急速に進む過疎化と少子高齢化を背景に、地域で受け継がれてきた文化財・伝統文化の担い手不足による滅失等が考えられ、後世へどのように継承していくか、また、財政状況が厳しい中で、文化財の保存・管理等、町並み保存や歴史的な建造物の修理等にどのように対処していくかが今後の課題となっている。

(2) その対策

本市に受け継がれてきた文化財・伝統文化を守り、次世代に確実に継承していくため、国・県・市の指定等の制度を活用し、文化財の適切な保存・管理等に努める。また、町並み保存や歴史的な建造物の修理等に計画的に取り組み、町並みと調和した良好な環境を保全し、よりよい景観形成を図っていく。

さらに、市民へ歴史や文化に触れる場を積極的に設け、市民が楽しみながら関心を高めていけるような取り組みを推進し、地域で受け継がれてきた文化財・伝統文化を次世代へ継承していき、まちづくりや観光に役立てていく。このほか、城下町の景観を残す武家屋敷跡の町並みを資源とした市民参加型のイベントや、観光客を対象としたイベントの開催による地域間交流を図っていく。

(3) 計画

事業計画（令和 3 年度～ 7 年度）

なし

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

該当なし

12. 再生可能エネルギーの利用の推進

(1) 現状と問題点

本市市域は、日照量が多いことや農業従事者の高齢化や担い手不足により、活用されない山林が増加していることから、大規模な太陽光発電の設置が相次いでいる。自治体排出量カルテ（環境省）によると、令和元年度の本市総電気使用量に対する、再生可能エネルギー発電電力量は約 58%に及んでいる。2050 年のカーボンニュートラル実現を、すべて再生可能エネルギー導入だけで目指す場合、現発電施設規模の約 5.8 倍の設置が必要となる。すでに広範囲で大規模な発電施設開発が進行しており、里山景観保全との調和が課題となっている。

本市公共施設における低炭素の取組や設備更新も大幅に遅れている。

(2) その対策

二酸化炭素排出量の 62%を製造業が占めており、省エネルギー化や自家発電等による大幅な排出量抑制策が必要である。17%を占める運輸部門では、電気自動車の導入や、公共交通機関代替などが考えられ、8%を占める家庭部門では、太陽光発電の導入やゴミの減量が必要である。自然環境や景観、生活環境との調和を図りながら再生可能エネルギーの導入を進める。

いずれも、産業や企業活動に与える影響は大きいため、小さなところから着実に進められるよう啓発を行っていく。本市公共施設の設備更新についても財政状況を加味しながら計画的に対策を講じていく。

(3) 計画

事業計画（令和 3 年度～ 7 年度）

なし

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

該当なし

13. その他地域の持続的発展に関し必要な事項

(1) 現状と問題点

本市が有する公共施設は、すでに多くが老朽化している。長寿命化や更新等、老朽化の対応ばかりでなく、人口減少や少子高齢化により、建設当時の人口規模や利用方法、需要量に合致しておらず、総量を縮減していく必要がある。建築等整備から長期間が経過し、公共施設の周囲の環境が変化しており、不動産価格も変化している。境界や躯体の状況などを改めて確認・診断する必要がある。

道路や橋梁、上下水道施設等も同様な状態にあり、立地適正化計画との整合も図りながら、将来世代に負担を残さず、持続可能な行政サービスを実現するため、公共施設保有量を見直し、財政負担の軽減や平準化を行う必要がある。

(2) その対策

未利用の公共施設について、売却や民間企業等からの活用提案に備えるため、公共施設等の境界や躯体の状況などを改めて確認・診断等のほか、活用提案に基づく修繕を行い、公売・貸借などの迅速な手続きを行えるよう努める。

利用頻度や重要度の高い施設は、適切な時期に修繕・改修等を行い、維持管理費の平準化や削減、施設自体の長寿命化を図る。

老朽化の著しい施設等については、景観や危険性に配慮しながら、計画的に除却を進める。

(3) 計画

事業計画（令和3年度～7年度）

なし

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

該当なし

事業計画（令和３年度～７年度） 過疎地域持続的発展特別事業分

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
２．移住・定住・ 地域間交流の促 進、人材育成	(４) 過疎地域持続的発展特別事業			
	移住・定住	定住促進対策事業 【具体的な事業内容】 空き家バンクを通じて県外等から本市へ転入する人 に対して、奨励金や空き家の改修費を補助。 【事業の必要性】 空き家の利活用、転入者の増加と定住 【見込まれる事業効果】 移住・定住者の増加	市	施策の効果は 将来に及ぶ
		移住体験事業 【具体的な事業内容】 都市部での移住フェア等を通じて、本市への移住を 検討する人を対象に、お試して移住できる機会を提 供する。 【事業の必要性】 転入者の増加と定住 【見込まれる事業効果】 移住・定住者の増加	市	施策の効果は 将来に及ぶ
		地域おこし協力隊設置事業 【具体的な事業内容】 本市の産業やコミュニティ活動等への支援に従事 【事業の必要性】 産業やコミュニティ活動等の活性化 【見込まれる事業効果】 新規事業の創出、地域への定住	市	施策の効果は 将来に及ぶ
３．産業の振興	(10) 過疎地域持続的発展特別事業			
	第１次産業	多面的機能支払交付金事業 【具体的な事業内容】 農業者団体等の活動組織が共同で行う農地、農業用 施設の日常の管理、農村環境の向上等に資する活動 に対して支援	協議会	施策の効果は 将来に及ぶ

		【事業の必要性】 農業者の高齢化、担い手不足 【見込まれる事業効果】 国土・自然環境保全		
5. 交通施設の整備、交通手段の確保	(9) 過疎地域持続的発展特別事業			
	公共交通	過疎バス運行事業 【具体的な事業内容】 民間バス路線の存続は重要課題であり、赤字路線の運行費を補助することにより、路線を存続し、市民の交通の確保を図る。 【事業の必要性】 移動手段の確保 【見込まれる事業効果】 交通空白地・不便地域の解消等	市	施策の効果は将来に及ぶ
		コミュニティバス運行事業 【具体的な事業内容】 旧 3 市町村を結ぶ路線や、民間バス路線の廃止代替、交通空白地域にコミュニティバスを運行することで、市民の交通の確保と利便性の向上を図る。 【事業の必要性】 移動手段の確保 【見込まれる事業効果】 交通空白地・不便地域の解消等	市	施策の効果は将来に及ぶ
	その他	環境ボランティア支援事業（市道） 【具体的な事業内容】 高齢化率が 50%を超える小規模集落内の市道環境保全（草刈等）に対して、1m 当たり 15 円の報奨金を交付する。 【事業の必要性】 自主的な保全活動存続のため 【見込まれる事業効果】 住民との協働による市道の保全、安全な交通空間の維持	市	施策の効果は将来に及ぶ

7. 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(8) 過疎地域持続的発展特別事業			
	児童福祉	放課後児童健全育成事業	市	施策の効果は将来に及ぶ
		【具体的な事業内容】 放課後の安全な遊びと生活の場を提供し、共働き世帯の保護者が安心して子育てができる環境を整備。 【事業の必要性】 子育て世帯の負担軽減 【見込まれる事業効果】 子育て環境の充実		
		地域子育て支援センター事業		
		【具体的な事業内容】 保育園等に入所していない家庭を対象に、育児不安等についての相談指導や育児サークルの開催等を委託。 【事業の必要性】 子育て世帯の不安解消 【見込まれる事業効果】 子育て環境の充実		
	児童福祉	延長保育促進事業	市	施策の効果は将来に及ぶ
		【具体的な事業内容】 私立保育園の開所時間を越えた保育につき、延長する園を対象に支援し、通勤時間等に考慮した子育てできる環境を整備。 【事業の必要性】 子育て世帯の負担軽減 【見込まれる事業効果】 子育て環境の充実		
	児童福祉	休日保育促進事業	市	施策の効果は将来に及ぶ
		【具体的な事業内容】 日曜、祝日、年末年始における保護者の就労及び傷病、事故、冠婚葬祭など社会的にやむを得ない事由で緊急又は一時的に家庭保育が困難となる就学前の児童に対して保育を実施。 【事業の必要性】		

		子育て世帯の負担軽減 【見込まれる事業効果】 子育て環境の充実		
	その他	子ども医療費助成事業 【具体的な事業内容】 中学生までの入通院費用の無料化により、早期治療の促進や保健の向上を図る。 【事業の必要性】 子育て世帯の負担軽減 【見込まれる事業効果】 子育て環境の充実	市	施策の効果は将来に及ぶ
		ひとり親家庭等医療費助成事業 【具体的な事業内容】 ひとり親家庭等の親及び高校生までの児童の医療費の自己負担の一部を助成。 【事業の必要性】 子育て中のひとり親家庭の負担軽減 【見込まれる事業効果】 子育て環境の充実	市	施策の効果は将来に及ぶ
8. 医療の確保	(3) 過疎地域持続的発展特別事業			
	その他	救急医療施設運営事業 【具体的な事業内容】 医療機関を中心とした連携を強化することで、休日・夜間等の救急医療体制を確保する。 【事業の必要性】 超高齢社会の到来、高齢移住社の増加 【見込まれる事業効果】 救急医療体制の充実、早期治療による早期回復。	市	施策の効果は将来に及ぶ
9. 教育の振興	(4) 過疎地域持続的発展特別事業			
	義務教育	複式学級支援事業 【具体的な事業内容】 学力の向上に向けたきめ細やかな指導や一人ひとりを大切にする学校教育を推進するため、複式学級への支援講師を配置する。	市	施策の効果は将来に及ぶ

		【事業の必要性】 児童の少人数化 【見込まれる事業効果】 学校教育の充実、人材育成		
		スクールバス運行事業 【具体的な事業内容】 小中学校の統合により通学区間が長距離になった地域について、通学バスの運行を委託する。 【事業の必要性】 小中学校の統廃合、公共交通の脆弱性 【見込まれる事業効果】 保護者・生徒の負担軽減	市	施策の効果は将来に及ぶ